

監査報告書

令和2年6月17日

学校法人 中央学院

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 中央学院

監事 今枝 鈺治

監事 佐藤 弘憲



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人中央学院寄附行為第17条の規定に基づき、令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の学校法人中央学院の業務及び財産の状況に関し、監査を行いました。その結果を下記の通りに報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会、評議員会に出席し、理事及び職員から業務状況の聴取や理事会議事録、評議員会議事録を閲覧しました。さらに、新創監査法人が実施する監査に立ち会い、監査結果の報告を受けました。

また、中央学院大学中央高等学校の内部監査と、中央学院大学、中央学院高等学校の業務監査を実施しました。

2. 監査結果

- (1) 学校法人の業務は不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、適正に執行されていると認めました。
- (2) 財産目録及び計算書類、すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)、重要な会計方針及びその他の注記は、適正と認めました。

以上